

広島県告示第九百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から廃止した旨の届出があった。

令和三年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施術所の名称	業務の種類	廃止年月日
米田 かわり	訪問マッサージOFA 療養サポートセンター 尾道支店	あん摩・マッサージ	令和三年八月二日
米田 かわり	訪問マッサージOFA 療養サポートセンター 尾道支店	はり・きゅう	令和三年八月二日
小松 稔	こまつ治療院	あん摩・マッサージ	令和元年五月一日
小松 稔	こまつ治療院	はり・きゅう	令和元年五月一日
永井 志麻子	さんらいずれつどマッ サージ院	あん摩・マッサージ	令和元年八月一日
森広 涼子	くろせ治療院	あん摩・マッサージ	平成三〇年一〇月三十一日
森広 涼子	くろせ治療院	はり・きゅう	平成三〇年一〇月三十一日
森広 涼子	訪問マッサージKEI ROW東広島中央ス テーション	あん摩・マッサージ	令和三年七月一日
手島 浩司	広島総合訪問はりきゅ うマッサージ協会ゆた か	はり・きゅう	令和元年一月三十一日
手島 浩司	手島 浩司	はり・きゅう	令和元年一月三十一日
押川 桂奈	からだ元気治療院広島 安芸店	はり・きゅう	令和二年三月三十一日
須賀 和也	Re・born鍼灸接 骨院	柔道整復	令和三年五月五日